

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合	実施年月日	平成25年11月13日、15日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 業務の執行体制・チェック体制</p> <p>公用車運行簿等での不適切な記述等が見受けられるなど、業務の執行体制・チェック体制の確保が課題となってきたことから、改めて執行体制・チェック体制について確認するとともに、コンプライアンス意識を高め、平素からの組織マネジメントの強化になお一層留意されたい。</p>		<p>(1) 業務の執行体制・チェック体制</p> <p>県民・市民や港湾を利用する皆さんから信頼され、安心して管理組合の運営を任せていただけるよう、業務の執行にあたっては、日頃からコンプライアンスの意識を持ち、チェックを行い取り組んでいるところです。</p> <p>平成25年度は、「四日市港管理組合職員倫理憲章」を策定しました。また、各所属においては、所属長が中心となって職員のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、コンプライアンスに関する事例について所属で議論を行う「コンプライアンス・ミーティング」を2回実施しました。</p> <p>今後とも、監査委員の意見を踏まえ、コンプライアンス意識を持って、適切に業務を遂行したいと考えます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部経営企画課	実施年月日	平成25年11月15日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>【経営企画課・振興課・管理課・整備課 共通事項】</p> <p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>委託業務については、各担当課において、報告書の提出や職員による現場確認等で業務の適切な履行についての確認がされている。今後も引き続き管理を徹底するとともに、チェックシート等の客観的な指標を用いるなど、受託業者への定期的なフィードバックを行うことにより、委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止に努められたい。</p>		<p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>ポートビルの設備管理、警備及び清掃の委託業務に関しましては、日報等の業務遂行結果報告書の提出や、定期的実施している受託業者との打合せ、さらには業務遂行現場への立会い等を通じて、業務が適切に履行されていることを確認しています。</p> <p>また、管理組合の関係規則等に基づき、担当者のチェックとあわせて、必要に応じて上司による現場確認を実施しているところです。</p> <p>こうした日々の取組に努めることにより、引き続き事故防止につなげていくとともに、ご指摘のような受託業者への定期的なフィードバックを行えるような取組についても検討していきます。</p>	
<p>(1) 職員の任用について</p> <p>四日市港管理組合の職員構成については、国、三重県及び四日市市からの派遣職員が全体の約4分の3を占めており、プロパー職員の比率は約4分の1である。しかし、県・市派遣の職員は数年で人事異動があることを考えると、四日市港管理組合を将来にわたり継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要である。そこでプロパー職員の採用については、中長期的な観点に基づき、平成23年度におよそ10年先を見据えた計画的な採用スケジュールの検討を行い、平成25年度に1名を採用し、平成26年度には1名を採用予定である。今後も全体の年齢バランス等を考慮し、人材育成の観点からプロパー職員の管理課以外への配置や管理職への登用等、引き続き適切な人事配置に努められたい。</p>		<p>(1) 職員の任用について</p> <p>プロパー職員が有する専門的な知識や能力を港湾業務全般で活用していくことは、今後ますます重要になっていくと考えています。</p> <p>こうしたことから、プロパー職員の採用については、中期的な観点から職員構成や職員配置、採用のあり方について検討し、プロパー職員を増員するため、平成24年度から計画的な採用を始め、平成25年度には航海士を1名採用しました。また、今年度は退職者補充にかかる機関士の採用試験を行い、平成26年度に1名採用の予定です。</p> <p>一方、プロパー職員の人材育成については、職員に幅広い経験を積ませるため、今までに管理課以外の所属（経営企画課など）への配置や県市への研修派遣を行ってきました。県市への研修派遣については、職員の採用ができていなかったため、平成23及び24年度は休止をしていましたが、平成25年度に再開し、県防災対策部に派遣しています。今後も、職場内外において、人材育成を進めるとともに、管理職への登用については、能力に応じた任用に努めたいと考えます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部経営企画課	実施年月日	平成25年11月15日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(2) 工事・委託契約について</p> <p>公共工事等の入札・契約制度は三重県に準じて要綱・要領の改正を行い、それらに基づいて処理がされている。また、これらの公共工事等に係る入札事務にあたっては、総合評価方式の評価項目に地域要件を設定するなど、県内地元業者の育成を図っている。今後も、競争性・公平性を十分確保するとともに、入札については、より広く関係者に入札情報を提供できるよう、より効果的な方法を検討されたい。</p>		<p>(2) 工事・委託契約について</p> <p>公共工事等の入札・契約制度については、三重県に準じて制度の改善を図るなど、競争性・公平性を十分確保した制度となるよう努めていきます。</p> <p>また、入札情報の提供方法については、他団体の取組を参考にしながら、より効果的な方法を検討していきます。</p>	
<p>(3) 今後の財政の見通しについて</p> <p>組合債残高は、年々減少しているが、構成団体である県・市の財政状況は引き続き厳しい状況にある中、防災対策や施設の老朽化対策等、課題が山積していることから、県・市の財政当局とも協議を行いながら、今後の財政見通しを十分精査し、計画的な事業推進に努められたい。</p>		<p>(3) 今後の財政の見通しについて</p> <p>例えば、老朽化施設の改修については、荷主企業や港運事業者等の施設利用者と協議しつつ、事業の優先順位を整理し、計画的な改修等を行っていきます。財政状況は引き続き厳しいものですが、こうした取組等を進めることにより、必要な事業を時機を逸することなく、最大の効果が得られるよう進めていきます。</p>	
<p>(4) 貸事務所の空き部屋対策について</p> <p>ポートビル貸事務所の空き部屋については、組合ホームページ、あるいは四日市港ニュースに掲載するなど、勧誘に努めているところではあるが、現在も空き部屋がある状態である。今後も引き続き空き部屋の解消に努められたい。</p>		<p>(4) 貸事務所の空き部屋対策について</p> <p>現在、関心を持っていただいているお客様と相談中ではありますが、今後とも、空き部屋が解消されるよう努めてまいります。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部振興課	実施年月日	平成25年11月15日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>【経営企画課・振興課・管理課・整備課 共通事項】</p> <p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>委託業務については、各担当課において、報告書の提出や職員による現場確認等で業務の適切な履行についての確認がされている。今後も引き続き管理を徹底するとともに、チェックシート等の客観的な指標を用いるなど、受託業者への定期的なフィードバックを行うことにより、委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止に努められたい。</p>		<p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>運営に係る委託業務の履行確認については、「出勤確認」「日報」「退勤時の業務報告」などで定型的に行うほか、振興課職員による視察対応時のアテンドなど不定期のチェックを機能させることで、一定の牽制にも努めているところです。今後も委託業務の品質の担保や事故防止に向け業務内容の確認に意を配していきます。</p>	
<p>(1) ポートセールス等の集荷について</p> <p>平成24年度の外貿コンテナ貨物の取扱量は182,648TEUで、3年連続で過去最高を記録する結果となった。これは、従来から実施している各種セミナーや説明会の開催等ポートセールス活動の成果と考えられる。今後も、引き続き関係団体等と一体となって、ポートセールス活動に精力的に取り組まされたい。</p> <p>また「グリーン物流促進補助制度」については、平成25年度から新たにコンテナラウンドユース事業を開始するなど、毎年見直しを行っているが、今後も荷主企業等が制度をより良く利活用し、四日市港の利用率が上がるような制度運営に努められたい。</p> <p>さらに、平成25年度の45フィートコンテナ利用の特区認定に伴い、シャーシへの補助金等の導入も県等に働きかけていくよう検討されたい。</p>		<p>(1) ポートセールス等の集荷について</p> <p>四日市港における平成25年の外貿コンテナ貨物取扱量は、193,533TEUとなり、4年連続で過去最高を記録しました。これは、背後圏の産業集積の多様性という四日市港を取り巻く環境要因だけでなく、官民挙げてのポートセールス活動の成果であると考えています。今年度も、新たに展示会への出展や見学会の開催回数を増やすなど精力的に取り組んできましたが、今後も効果的なポートセールス活動を行ってまいります。</p> <p>「グリーン物流促進補助制度」につきましては、平成25年度からコンテナラウンドユース事業を新たに設けました。また、「みえグリーン物流産業振興特区」が内閣府から認定されたことを受けて、「45フィートコンテナ利用事業」を年度途中の9月に追加いたしました。今後とも荷主企業等の四日市港利活用に資するような制度運用をしてまいります。</p> <p>なお、45フィートコンテナ利用については、特区の共同申請者である三重県、四日市市とともに引き続き振興策を検討してまいります。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部振興課	実施年月日	平成25年11月15日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(2) 展望展示室について</p> <p>ポートビル14階の展望展示室は平成11年の建設であり、展示施設の老朽化とともに目新しさが薄れつつあることが懸念される。更新に係る費用等も勘案しつつ、有料入場者数の増加を図るなど、施設全体の総合的な収支バランスを見据えた予算化に努められたい。</p>		<p>(2) 展望展示室について</p> <p>展示施設については、年に1度の保守点検を行い、不具合箇所についての報告を受けるとともに、概算見積額の提出も依頼しております。この概算見積額を基に、次年度以降の優先順位を定めて老朽化への対応を進めることとしています。</p> <p>今後も、学習機能、眺望、立地といった展望展示室の特性を活かした運営やイベントの開催を通じて来場者の増加を図りながら、魅力ある施設運営ができるよう必要な予算の確保に努めてまいります。</p>	
<p>(3) 客船の誘致について</p> <p>客船の誘致は観光以外でも地元消費など地域経済にとって非常にメリットが大きい。今後は邦船だけでなく中国や東南アジアを中心とした外国船の誘致にも引き続き積極的に取り組まれたい。</p>		<p>(3) 客船の誘致について</p> <p>客船の寄港に際しては、多くの県民・市民が船内見学等のために四日市港を訪れ、巨大かつ豪華なクルーズ客船に魅了されています。また、関東を中心とした県外からの乗船客の来港も多く見込めることから、地場産品や観光地等、当地域の魅力をPRする絶好の機会と捉えています。現在は対象を邦船社中心としておりますが、今後は県市とも歩調を合わせながら外国船社も視野に引き続き客船の誘致に向け取り組んでいきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部管理課	実施年月日	平成25年11月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>【経営企画課・振興課・管理課・整備課 共通事項】</p> <p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>委託業務については、各担当課において、報告書の提出や職員による現場確認等で業務の適切な履行についての確認がされている。今後も引き続き管理を徹底するとともに、チェックシート等の客観的な指標を用いるなど、受託業者への定期的なフィードバックを行うことにより、委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止に努められたい。</p>		<p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>特命随意契約業務を含む全ての委託契約業務については、契約ごとにマニュアルを作成し、担当者が定期的に現場確認や書類審査等を行い、仕様書に基づき適正に行われているかどうかをチェックしており、所属長・上司による抽出検査も実施しているところです。</p> <p>これまで以上に上司・担当間のチェック体制を徹底させ、業務の更なる改善に努めるとともに、受託業者の業務に対する意識強化を図ります。</p>	
<p>(1) マリーナ仮営業施設について</p> <p>マリーナ仮営業施設については、平成21年12月に水域及び港湾施設明渡等請求訴訟を提起しており、平成24年9月には名古屋高等裁判所より伊勢湾マリーナの控訴が棄却されたが、相手方が判決を不服とし名古屋高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出している状況である。</p> <p>近々、判決が確定すると思われることから、四日市市上下水道局とも緊密に連携をとり、判決後速やかに対処できるよう準備を進められたい。</p>		<p>(1) マリーナ仮営業施設について</p> <p>伊勢湾マリーナ仮営業施設については、平成24年9月18日に名古屋高等裁判所で判決が下され、伊勢湾マリーナの控訴が棄却されました。</p> <p>同社は、平成24年10月2日、この判決を不服とし、名古屋高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出しました。</p> <p>今後も、四日市市と緊密に連携を取りながら、無許可占有の状況を早期に解消するために裁判に臨むとともに、判決確定後、速やかに対処できるよう、検討・準備を進めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部管理課	実施年月日	平成25年11月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(2) 放置艇について</p> <p>放置艇の問題については、専門の嘱託職員を配置し港内巡視を強化するなど、努力をしているところであるが、今後は、受け皿となる係留施設の整備の検討も含め、海上保安部等の関係団体等とも連携しながら、早期の解決に努められたい。</p>		<p>(2) 放置艇について</p> <p>四日市港管理組合では、放置艇による港内航行安全等への悪影響や災害の発生等を防止する観点から、専門の嘱託職員を配置するなどして、毎日巡視を行い監視するとともに、危険な係留状態にある船舶については、海上保安部とともに安全指導等を行っています。</p> <p>また、平成23年度の港湾計画改訂において、港内にあるプレジャーボートを適切な係留場所に集約させるため、富双地区に小型船だまり計画を位置付けしました。</p> <p>今後、プレジャーボート等の係留施設の整備、「放置等禁止区域」の指定等について、国及び関係団体等と連携しながら、解決に向けた検討を行っていきたいと考えています。</p>	
<p>(3) 収入の確保について</p> <p>国内外を取り巻く経済情勢は依然として厳しいものがあるが、引き続き使用料収入や財産収入の確保につとめられたい。</p>		<p>(3) 収入の確保について</p> <p>コンテナターミナルの貸付料を中心とする財産収入は、貸付契約に基づくため安定・固定的ですが、港湾施設からの収入を中心とする使用料収入につきましては、一般的に、背後圏の経済活動情勢や、荷主・船社が求める施設・サービス内容に対する当港の適応性等により影響を受けます。</p> <p>このような中、当組合は、港湾施設の新設・改良や、老朽化対策に努めてきましたが、今後も、これら取組を継続して利用需要に的確に応えることで施設利用率の向上を図り、健全経営に必要な収入の確保に取り組めます。</p> <p>なお、港湾施設使用料（料率）につきましては、定期的（概ね3年周期）に見直しを行っていますが、今後も引き続き、経営の健全性の維持とともに、港湾競争力向上・港湾振興のため、効果的な使用料の設定に向けて取り組めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合伊勢湾連携プロジェクト	実施年月日	平成25年11月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 特例港湾運営会社の指定について</p> <p>平成23年の港湾法改正で導入された港湾運営会社制度に対応すべく、平成26年9月までに四日市港において特例港湾運営会社の指定の申請を行えるよう取り組んでいる。特例港湾運営会社の指定を受けた後、平成29年9月までに名古屋港の特例港湾運営会社と統合することで伊勢湾で一の港湾運営会社の指定を受けたものとみなされるが、統合については、四日市港にとってのメリット・デメリットを十分勘案のうえ取り組まれない。</p>		<p>(1) 特例港湾運営会社の指定について</p> <p>四日市港の関係者で構成する「四日市港コンテナターミナル運営民営化協議会」で対応を検討し、特例港湾運営会社の指定に向けて（仮称）四日市港埠頭株式会社を設立することとしました。また、特例港湾運営会社の統合については、両港の特例港湾運営会社及び港湾管理者で協議の場を設置し、四日市港背後圏の荷主企業の利便性の向上が図られるとともに、名古屋港や四日市港に偏ることなく、伊勢湾として港湾施設の適正な利用、整備が図られ、伊勢湾に対する国のより一層の支援が得られるように協議を進める旨の方向づけを行いました。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部整備課	実施年月日	平成25年11月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>【経営企画課・振興課・管理課・整備課 共通事項】</p> <p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>委託業務については、各担当課において、報告書の提出や職員による現場確認等で業務の適切な履行についての確認がされている。今後も引き続き管理を徹底するとともに、チェックシート等の客観的な指標を用いるなど、受託業者への定期的なフィードバックを行うことにより、委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止に努められたい。</p>		<p>(1) 委託業務の確認等について</p> <p>四日市港環境調査や防潮扉等の点検業務などの委託業務に関しましては、管理組合の関係規則等に基づき、担当者が報告書の提出による書類確認を実施するとともに、受託業者との打合せや業務履行現場での立会い等を通して、仕様書に基づき適正に業務が履行されているかをチェックしています。</p> <p>今後も、仕様書に基づいた適切な業務履行の確認を実施するとともに、受託業者との打合せ等を通じて受託業者の業務に対する意識向上を図り、業務改善や事故防止に努めていきます。</p>	
<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>繰越事業については、国をはじめとする関係機関との調整等、自力では何ともならないやむを得ない面もあるが、適切な期日管理を行い、計画的に事業執行を行うとともに、繰越の原因と責任の所在を明確にすることにより、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>今後も、事業の進捗管理を行い、計画的な執行に努めるとともに、繰越せざるを得ない場合はその原因を明確にするなど、事業の進捗状況を把握して、繰越事業の低減に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部整備課	実施年月日	平成25年11月13日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
<p>(2) 防災・減災対策について</p> <p>防潮扉については、津波時における全ての防潮扉の開閉等について、地元自治会等と津波協定を締結したところであるが、一方で地元住民の安全面の確保や、扉開閉について過剰な負担がかからないように、使用頻度の少ない防潮扉の壁化や自動化を、計画的に整備を進められたい。</p>	<p>(2) 防災・減災対策について</p> <p>地元住民の方々に扉開閉について過剰な負担がかからないように、利用者の理解を得られたところから防潮扉の壁化や常時閉鎖を進めていきます。</p>		
<p>(3) 岸壁の整備計画について</p> <p>岸壁等の港湾施設の老朽化が著しいことから、構成団体である県、市とも相談し、早急かつ計画的に整備を進められたい。また、背後地の安全にも関わるため、民間所有の岸壁の早期改修についても、協力要請をするなどして整備促進に努められたい。</p>	<p>(3) 岸壁の整備計画について</p> <p>平成23年度に策定した維持管理計画書に基づき点検、補修を計画的に進めます。その他の港湾施設についても適正に維持管理を進めます。</p> <p>また、民間所有の岸壁については、国において平成26年度の新規制度として、耐震改修への支援措置の創設が予定されており、情報収集を進めるとともに、制度創設の際には、国と連携して、民間事業者に対して当制度の周知に努めるなど、民間所有の岸壁の早期改修を促す取組を進めてまいります。</p>		
<p>(4) 国直轄事業の事業費について</p> <p>霞4号幹線等の国の大規模直轄事業については、事業費が大幅に増額することが通例であるため、事業費の精査など、事業費の増嵩（増額）の抑制に努められたい。</p>	<p>(4) 国直轄事業の事業費について</p> <p>港湾直轄事業の場合、各年度ごとに、国から港湾法52条に基づく協議があり、事業実施の内容等の説明を受けています。</p> <p>また、毎年、国との意見交換会や、次年度の予算要求に伴う事業調整会議を実施していますので、それらの機会をとらえ、変更内容等聞き取りを行い、事業費の精査を行うとともに、今後、さらなるコスト縮減の徹底をお願いしてまいります。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合出納室	実施年月日	平成25年11月15日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 資金運用について</p> <p>管理組合の資金管理については、法令、規則に従い、正確かつ適正な処理を行い、あわせてペイオフ対策への対応なども適切に実践されているところであるが、今後も引き続き適切な資金管理に努められるとともに、さらに効果的・効率的な資金運用に努められたい。</p>		<p>(1) 資金運用について</p> <p>法令、規則等に従い、より安全性を重視し適切な資金管理を行い、効果的・効率的な資金運用に努めてまいります。</p>	
<p>(2) 物品の管理について</p> <p>平成23年度より「物品管理状況一覧表」を各課で作成し、出納室が年一回実地検査を行うなど適正な物品管理に努めている。今後も、引き続き各課に適正な物品管理の周知を図り、盗難紛失等の事故がないよう努められたい。</p>		<p>(2) 物品の管理について</p> <p>今後も継続して「物品管理状況一覧表」を用いた実地検査を行うとともに、各課へ適正な物品管理に努めるように周知を図り、盗難紛失等の事故がないよう注意を払ってまいります。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合議会事務局	実施年月日	平成25年11月13日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外視察調査等について</p> <p>議会の議決により議員の海外視察調査が毎年行われているが、議員の海外調査については、構成団体である県議会、市議会との議会独自で海外視察を行う制度は採られていないことから、その在り方について、検討されたい。</p>		<p>(1) 海外視察調査等について</p> <p>議員の海外視察調査の実施にあたっては、議会運営協議会において派遣人員や場所、期間等の協議が行われています。今後、県議会、市議会や一部事務組合管理の他港の状況も踏まえたうえで、その在り方について検討に努めます。</p>	